⑹　「ＢＥＩの基準値」は、基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「ＢＥＩの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

⑨　（略）

５．・６．　（略）

様式第三十三（第二十三条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第三面）

建築物エネルギー消費性能向上計画

１．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

［建築物に関する事項］

【１．地名地番】～【14．住宅部分の床面積】　（略）

【15．建築物のエネルギー消費性能】

【イ．非住宅建築物】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第10条第１号イ(1)の基準

年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年）（基準値　　ＭＪ／（㎡・年））

ＢＰＩ（　　）

□基準省令第10条第１号イ(2)の基準

年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年）（基準値　　ＭＪ／（㎡・年））

ＢＰＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第10条第１号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導ＢＥＩの基準値　　）

□基準省令第10条第１号ロ(2)の基準

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導ＢＥＩの基準値　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

（新設）

⑨　（略）

５．・６．　（略）

様式第三十三（第二十三条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第三面）

建築物エネルギー消費性能向上計画

１．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

［建築物に関する事項］

【１．地名地番】～【14．住宅部分の床面積】　（略）

【15．建築物のエネルギー消費性能】

【イ．非住宅建築物】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第10条第１号イ(1)の基準

年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年）（基準値　　ＭＪ／（㎡・年））

ＢＰＩ（　　）

□基準省令第10条第１号イ(2)の基準

年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年）（基準値　　ＭＪ／（㎡・年））

ＢＰＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第10条第１号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導ＢＥＩの基準値　　）

□基準省令第10条第１号ロ(2)の基準

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導ＢＥＩの基準値　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年